

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、小平市環境基本条例第7条に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本市の最上位計画である小平市第四次長期総合計画「つながり、共に創るまち こだいら」の将来像の実現を環境面から支えるとともに、各分野と連携し、総合的・横断的に推進するための指針を示すものです。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体実行計画(区域施策編)である「小平市地域エネルギービジョン」、地方公共団体実行計画(事務事業編)である「エコダイラ・オフィス計画」、及び生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略「小平市生物多様性ビジョン」を包含します。

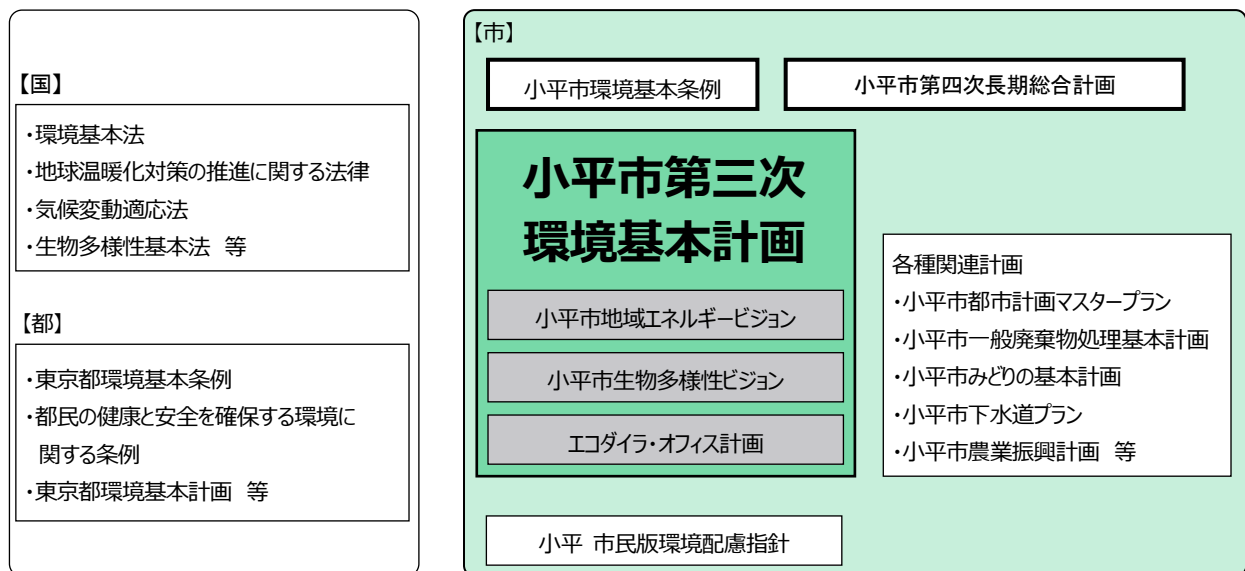


図 2-1 計画の位置づけ

2. 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、上記計画期間中においても、環境や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し、部分的変更、付加等を行うこととします。

3. 計画の対象

本計画は、小平市全域を対象とします。

なお、行政区域を越えて、地域が一体となった対応が必要な環境問題については、国や東京都、近隣自治体や関係機関など広域的な連携を図ります。

また、計画の対象とする環境は、「地球環境」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」および「共通基盤」とします。

表 2-1 計画の対象とする環境の範囲

分野	内容
地球環境	地球温暖化、気候変動、エネルギーなど
資源循環	ごみ、資源化、適正処理など
自然環境	水、緑、農地、生き物など
生活環境	大気、水、土壌、騒音・振動、悪臭、有害鳥獣、環境美化、公共交通など
共通基盤	環境教育・学習、普及・啓発、協働・連携など

4. 計画の主体

環境問題は、私たち人間の活動と密接な関係を持っています。したがってその解決には、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を主体的・積極的にとっていくことが必要です。

そのため、市民・事業者・市民団体・市のそれぞれが主体となり、役割を担いながら、相互に連携・協働を図り、計画を推進します。

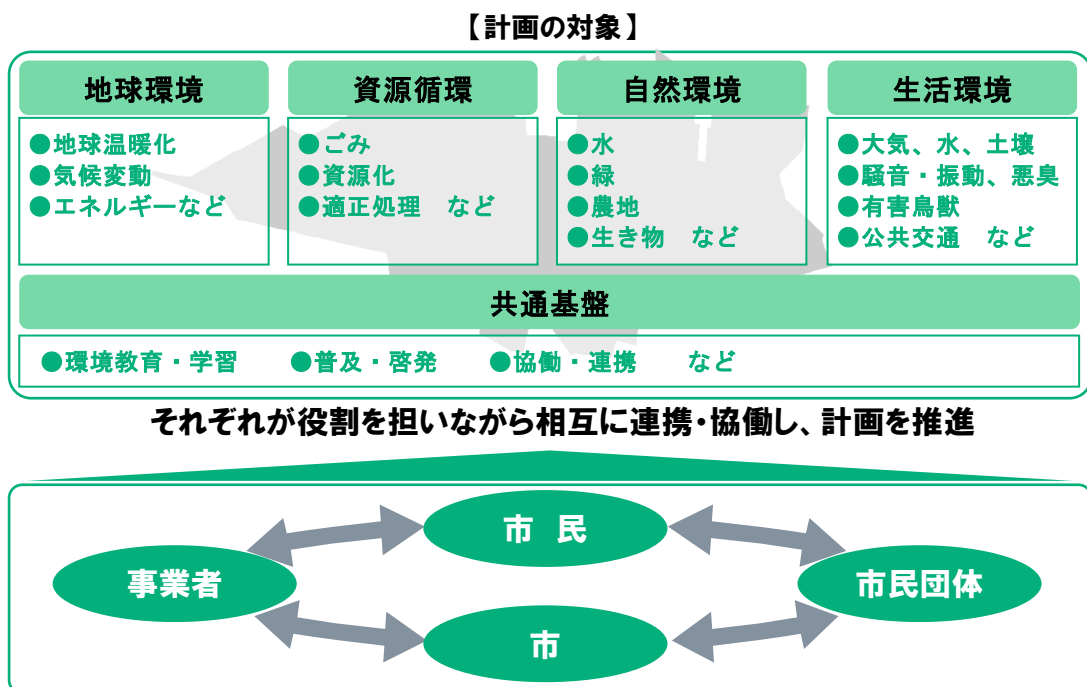


図 2-2 計画の対象と主体

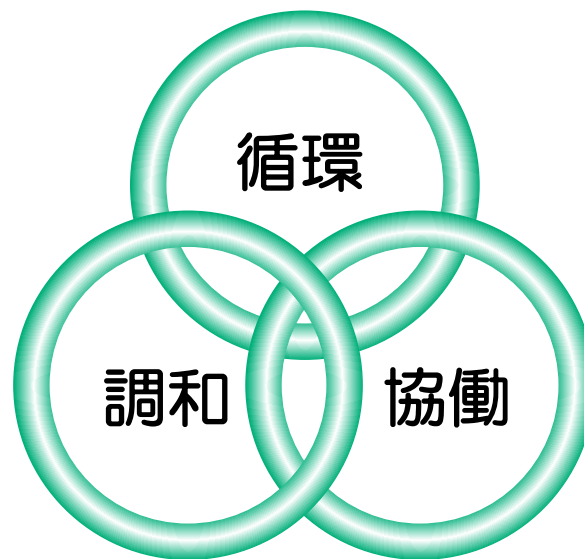
第3章 目指す環境像と実現するための施策体系

1. 目指す環境像

地球環境や自然環境を守り、資源循環や生活環境を改善し、持続可能な社会を次の世代につなぐためには、私たち一人ひとりが自らの活動と環境とのかかわりを意識し、行動することが必要です。

そのため、市民・事業者・市民団体・市が、環境の保全等に対する意識を高め、それぞれの役割と責任の中で連携・協働し、よりよいまちを築いていくというこれまでの考え方を継承し、引き続き、循環・調和・協働に共通する「わ」をキーワードとした目指すべき環境像を次のとおり定め、その実現に向けて取り組みます。

循環・調和・協働の「わ」を大切に
みんなで気持ちよく暮らせるまち こだいら



循環

廃棄物やエネルギー消費量の削減などにより環境への負荷を低減し、健康で元気に安心して暮らせる循環型のまちを目指します。

調和

水辺や緑などの自然と生き物を守るため、自然と都市を調和させ、環境に配慮したまちづくりを目指します。

協働

環境マインド（環境に配慮する心を持つことによって、すべての行動が環境に対し配慮されていくこと）を育て、人と人をつなぎ、協働の取組ができる体制を整えます。

2. 基本方針

目指すべき環境像の実現を図るため、計画対象とする5つの分野ごとに基本方針を定め、基本方針に基づく施策を展開します。

基本方針Ⅰ 「地球温暖化・エネルギー対策の推進」

地球環境

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会」の構築を目指し、エネルギー施策をはじめとする地球温暖化防止のための「緩和策」に取り組むとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための「適応策」を推進します。

なお、本方針に基づく取組(34～41 ページ)は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に相当する「**小平市地域エネルギービジョン**」として位置付けます。

基本方針Ⅱ 「循環型社会の形成」

資源循環

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、最適生産・最適消費・最少廃棄の「循環型社会」への変革を目指し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進と適正処理に取り組むとともに、「もったいない」の意識と行動を促します。

なお、本方針に基づく取組は、「小平市一般廃棄物処理基本計画」によって展開することで実効性を確保します。

基本方針Ⅲ 「水と緑と生きものとの共生」

自然環境

水や緑、生きものを身近に感じ、心豊かな生活が送れるように、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ります。

なお、本方針に基づく取組(48～54 ページ)は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」に相当する「**小平市生物多様性ビジョン**」として位置付けるとともに、本方針を踏まえて実施する取組は、「小平市みどりの基本計画」によって展開することで、計画の実効性を確保します。

基本方針Ⅳ 「快適な生活環境の確保」

生活環境

都市と自然が調和した快適な生活環境を維持していくため、大気・水・土壌環境等の保全や騒音・振動等への対応に努めるとともに、環境美化の向上に取り組めます。

また、快適な暮らしと環境負荷低減の両立を目指した、地域特性に応じた交通環境の整備や地域公共交通の利用を促進します。

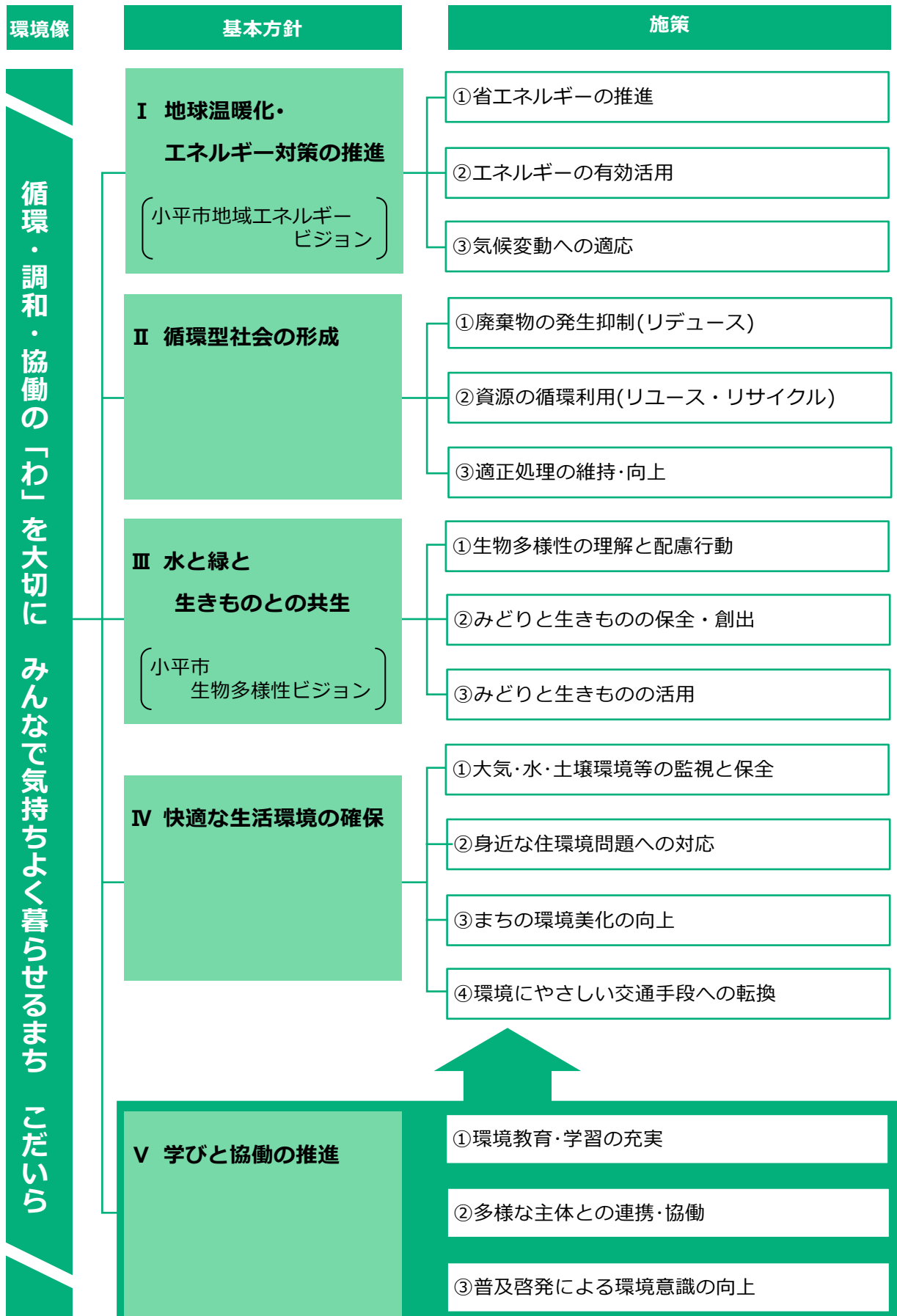
基本方針Ⅴ 「学びと協働の推進」

共通基盤

多様化・複雑化する環境問題の解決に向け、環境学習や普及啓発に努めるとともに、あらゆる世代及び多様な主体との連携・協働を図ります。

なお、本方針は、すべての分野の土台として、上記Ⅰ～Ⅳの方針に基づく取組を下支えします。

3. 施策体系



第3章